

令和8年第1回大多喜町議会定例会

4月会議会議録

令和8年 4月8日 開会

令和8年 4月8日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和八年 第一回定例会〔四月会議〕

大多喜町議会議録

令和八年 第一回定例会〔四月会議〕

大多喜町議会議録

令和八年 第一回定例会〔四月会議〕

大多喜町議会議録

令和8年第1回大多喜町議会定例会4月会議会議録目次

第 1 号 (4月8日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	2
行政報告	2
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
報告第3号の上程、説明	3
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
休会について	8
散会の宣告	8
署名議員	9

第 1 回大多喜町議会定例会 4 月会議

(第 1 号)

令和8年第1回大多喜町議会定例会4月会議会議録

令和8年4月8日(水)

午後 4時00分 開議

出席議員(12名)

1番	吉野一男君	2番	森久君
3番	渡辺八寿雄君	4番	末吉昭男君
5番	志関希久夫君	6番	麻生勇君
7番	渡邊泰宣君	8番	山口定夫君
9番	及川はるな君	10番	久保初江君
11番	加々美昌美君	12番	渡辺善男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
総務課長	麻生克美君	財政課長	市原芳則君
建設課長	森芳博君	税務住民課長	木村武士君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 木島丈佳 書記 山川貴子

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 報告第3号 専決処分の報告について
日程第3 議案第26号 工事請負契約の変更について

◎開議の宣告

○議長（渡辺善男君） 皆様、こんにちは。

本日は、令和8年第1回議会定例会4月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日4月8日は休会の日ですが、議事の都合により、令和8年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより4月会議を開きます。

(午後 4時00分)

◎行政報告

○議長（渡辺善男君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、行政報告をさせていただきたいと思います。

令和8年の第1回議会定例会4月会議の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

本日は、令和8年第1回議会定例会4月会議を再開させていただきましたところ、議長をはじめ、議員の皆様方には大変ご多忙の中ご出席賜り、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承賜りたいと存じます。

新年度が始まり、第4次総合計画の基本構想、みんなで作る持続可能な住みやすいまち大多喜の将来像の実現のために、初年度の各種施策事業が展開されることとなります。4月1日より新入職員も入り、新しい風を吹かせ、新しい視点でよりよいまちづくりに全力で臨んでいただきたいと話をさせていただいております。

年度当初から、中東情勢の悪化など、経済状況の不透明感が見られる中ではありますが、国や県の施策などを十分勘案し、必要な対応を図りながら、職員一同、これからのまちづくりに邁進する所存でございますので、どうか本年度も議員各位におかれましても、本町行政推進につきまして、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は報告が1件、そして工事請負契約の変更案件を提出させていただいております。

す。本件、十分にご審議を賜り、可決いただきますよう心よりお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺善男君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡辺善男君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会3月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

次に、監査委員から、3月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされております。お手元の報告書の写しによりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本4月会議につきましては、審議期間は本日1日とします。お配りしてあります議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺善男君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

8番 山口 定 夫 君

9番 及 川 はるな 君

を指名します。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（渡辺善男君） 日程第2、報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（木村武士君） それでは、報告第3号 専決処分の報告についてご説明いたします。

議案つづり1ページをお開きください。

報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の

規定によりこれを報告します。

2 ページをお願いいたします。

大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定について。

初めに、提案理由等についてご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和8年3月31日に公布され、一部規定を除き、原則として令和8年4月1日から施行されることとなり、これに伴い、大多喜町税条例の一部を改正する必要が生じたため、令和8年3月31日に専決処分いたしましたので、ご報告するものでございます。

今回の改正の概要ですが、まず個人住民税につきましては、公的年金受給者に関する申告手続の見直し、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、課税計算の適正化、固定資産税に関しまして、非課税枠等の見直し、能登半島地震等の災害関連の特例措置、軽自動車税に関しまして、軽自動車税の環境性能割が廃止されることに伴う種別割という名称を軽自動車税へ統一するなど、規定の整理等を図ることが行われたことなどでございます。

それでは、本文に入りますが、改正条文の朗読は割愛させていただき、改正内容の説明のみとさせていただきます。

大多喜町税条例の一部を改正する条例。

大多喜町税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3の改正は、納税証明事項について、「種別割」を「軽自動車税」に改めるものでございます。

次の第19条の改正は、延滞金について、「種別割」を「軽自動車税」に改めることに伴う適用条文の整理により改めるものでございます。

次の第33条第3項の改正は、特定大口株主配当等を総合課税から特定配当へと改めるものでございます。

次の第34条の7第2項の改正は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設により、改めるものでございます。

次の第36条の2第1項、第36条の3の2第1項第2号、第36条の3の3第1項及び第36条の3の3第5項の改正は、公的年金受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しにより、改めるものでございます。

次、4ページ、13行目でございます。

第63条の改正は、固定資産税の免税点を改めるものでございます。

次の第80条第1項から第3項、第81条第1号及び第2号の改正、第81条第3号及び第4号の削除、第82条、第83条、第85条、第87条から第90条及び第91条第2項の改正は、環境性能割が廃止されること等により、規定を整理、統合するものでございます。

次、5ページ、12行目でございます。

附則第6条の改正は、医療費控除特例の適用期限を延長するために改めるものでございます。

次の附則第7条の3及び附則第7条の3の2の改正は、住宅借入金等を有する場合の所得額の特別控除の見直し及び適用期限の延長をするために改めるものでございます。

次の附則第7条の4の改正は、暗号資産の所得に対する課税方式が変更されたことにより改めるものでございます。

次の附則第8条第1項の改正は、事業所得に係る課税特例の適用期限の延長及び適用条文の整理により改めるものでございます。

次の附則第9条の2の改正は、寄附金税額控除に関して適用する条文が増えたことにより改めるものでございます。

次、6ページ1行目、附則第10条の2第3項の改正は、固定資産税の課税について、適用条文の項ずれにより改めるものと、バリアフリー化の促進を目的とした既存の改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の追加でございます。

次の附則第10条の3の改正は、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特別措置を拡充するために改めるものでございます。

次、7ページ、下から7行目です。

附則第10条の4第1項の改正及び附則第10条の5の追加は、令和6年能登半島地震に係る特例措置を創設するためのものでございます。

次、9ページ、下から12行目、附則第15条の2から附則第15条の6の削除、附則第16条及び附則第16条の2の改正は、環境性能割が廃止されることに伴い、規定を整理、統合するものでございます。

次、10ページ上から2行目でございます。

附則第16条の3第3項第2号、附則第16条の4第3項第2号及び附則第17条第3項第2号の改正は、町民税の課税について適用条文の項ずれにより改めるものでございます。

次の附則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の見直し及び期間の延長により改めるものでございます。

次の附則第18条第5項第2号及び附則第19条第2項第2号の改正は、町民税の課税について、適用条文の項ずれにより改めるものでございます。

次の附則第19条の3の追加は、暗号資産の所得に対する課税方式が変更されることにより追加されるものでございます。

次、12ページ上から2行目でございます。

附則第20条第2項第2号、附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第20条の3第2項第2号及び第5項第2号の改正は、町民税の課税について、適用条文の項ずれにより改めるものでございます。

次、12ページ、上から7行目、附則でございます。

附則につきましては、施行期日、経過措置を定めたものでございます。

以上、大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の説明及び報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） これで、報告第3号 専決処分の報告報告についてを終わります。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第3、議案第26号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 議案つづり17ページをお開きください。

議案第26号の説明をさせていただきます。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

令和8年第1回議会定例会2月会議において議決をいただいたトンネル修繕工事、町道葛藤筒森線向山トンネルの契約金額に変更が生じることから、工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

変更理由でございますが、当初、日中での工事施工を予定しておりました。しかしながら、改めて地域の皆様と協議を重ねました結果、日中の通行規制に伴う日常生活や交通への影響を最小限に抑え、地域の皆様の安全と利便性を優先に確保するため、施工時間を夜間へと変

更して実施することといたしました。これに伴いまして、夜間作業に係る人件費の割増し費用などが増加するため、契約金額を増額するものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

工事請負契約の変更について。

令和8年2月2日に請負契約を締結したトンネル修繕工事町道葛藤筒森線向山トンネルの一部を次のとおり変更するため、大多喜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的。

トンネル修繕工事町道葛藤筒森線向山トンネル。

2、契約金額。

変更前8,140万円、変更後9,365万4,000円。

3、契約の相手方。

千葉県夷隅郡大多喜町久保113番地、株式会社仲潮組、代表取締役、中村友三郎。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 2月の議決の後、改めて住民との協議をされたとのことなんですけれども、差額が1,200万円以上あることを踏まえて、日中の工事から夜間の工事への変更ということなのですが、2月のその決定する時点で、その道を住民の方が使用することも想定できたのではないかと考えております。そのときには、住民の方との説明や協議というのはされないまま議決に至ったのかどうか、もしくは説明をされたのか、その辺ちょっと詳しくお伺いしたいです。

○議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 議員のご指摘のとおり、計画段階での事前の説明や地域との調整が不十分でありましたことを深く反省をしております。工事請負の契約後、改めて地域の皆様と協議を重ねました結果、夜間工事に変更し、日常生活への影響を最小限に抑えるという本内容にて、地域の皆様のご理解とご同意をいただくことができました。今後は、地域の皆様のご理解の基、安全かつ確実な工事を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（渡辺善男君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により明日9日から6月30日まで休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

よって、明日9日から6月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺善男君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時20分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 渡 辺 善 男

署 名 議 員 山 口 定 夫

署 名 議 員 及 川 は る な